

各国・地域の商標制度比較表

	日本	米国	欧州	中国	韓国	豪州
定義	【商標法第2条】 この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用するもの（前号に掲げるものを除く。）	【商標法第45条】 「商標」の語は、言語、名称、シンボル若しくは図形又はその組合せであつて、 (1)ある者によって使用され、又は、 (2)ある者が取引上使用する善意の意思を有し、かつ、本法律により設けられた主登録簿への登録を出願しており、 その者の商品特有の製品を含む商品を他人が製造又は販売するものから識別し又は区別するため、かつ、その出所が知られていない場合でもその商品の出所を表示するものをいう。	【欧州連合規則第4条】 欧州連合商標は、あらゆる標識、特に、個人の名称を含む語、模様、文字、数字、色彩、商品の形状若しくはその包装又は音であつて、次に該当するものをいう。 （a）ある事業に係る商品又は役務と他の事業に係る商品又は役務とを識別することができ、かつ、 （b）欧州連合商標の登録簿に、第三者が、容易かつ明確に標章の保護される対象を特定できるように表現することができる	【商標法第8条】 自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別することができる文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章は、すべて商標として登録出願することができる。	【商標法第2条】 “商標”とは、商品を生産・加工又は販売することを業として営む者が自己の業務に係る商品を他人の商品と識別されるようにするために使用する次の各目のいずれか1つに該当するもの(以下、“標章”という。)をいう。 ア.記号・文字・図形、立体的形状又はこれらを結合するかこれらに色彩を結合したものの イ.異なるものと結合しない色彩又は色彩の組合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるものの、音・におい等視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現したもの	【商標法第17条】 「商標」は、ある者が業として取引又は提供する商品又はサービスを、他人が業として取引又は提供する商品又はサービスから識別するために使用する、又は使用予定の標識である。 〔注：「標識」については、第6条参照〕 【商標法第6条】 「標識」は、文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは香り又はそれらの結合を含む。
保護対象	文字、図形、記号、立体的形状及び色彩並びにこれらの結合、音 ※動き、ホログラム、位置についても保護対象に含む	言語、名称、シンボル若しくは図形又はその組合せ	あらゆる標識、特に、個人の名称を含む語、模様、文字、数字、色彩、商品の形状若しくはその包装又は音 ※Sieckmann判決（Case C-273/00, Sieckmann v. Deutsches Patent – und Markenamt）により、「におい」の商標の出願に係る化学式、記述、標本及びこれらの組合せでは、旧EU商標規則の写実的表現の要件を満たさないとされ、当該判決以降、その保護は否定されている	文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ及び音声等、並びにこれらの要素の組合せを含む標章	①記号、文字、図形、立体的形状及びこれらの結合並びにこれらと色彩を結合したもの ②色彩のみ又は色彩の組合せ、ホログラム、動き、その他視覚的に認識することができるもの ③視覚的に認識することができないもののうち、文字や図形等その他視覚的な方法で写実的に表現できるもの	文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは香り又はそれらの結合
コンセント制度	×	○ ----- 【商標審査便覧1207.01(d)(viii)】（仮訳）（抜粋） 出願人は、商標法第2条(d)に基づく登録の拒絶を克服するため、又は登録の拒絶が予期される場合に同意書を提出することができる。…（略）…同意の形式は様々であり、様々な状況下で発生しうるが、これが存在する場合、「第2条(d)」が言及している混同を生じる虞に係る他のあらゆる重要な事情とともに考慮しなくてはならない1つの要因に過ぎない。」	×	△	×	△
登録後に識別力を喪失した商標の取消制度	×	◎ ※取消の対象は、一般名称化した商標 ----- 【商標法第14条】（抜粋） （3）…登録標章が、その登録に係る商品若しくはサービス、又はその一部に関して一般名称となるとき、…対象をそれらの商品又はサービスに限定した登録取消請願書を提出することができる。（以下略）	◎ ※取消の対象は、普通名称化した商標 ----- 【欧州連合規則第51条】（抜粋） （1）欧州連合商標の所有者の権利は、次の場合は、商標意匠庁に対する申請に基づいて…取り消されるべき旨を宣言される。 （a）（略） （b）所有者の行為又は無為の結果、登録されている商標の対象である製品又はサービスについて、その商標が取引上の普通名称となっている場合（以下略）	◎ ※取消の対象は、自他商品役務の識別力を喪失した商標 ----- 【商標法第44条】（抜粋） 登録された商標が、この法律の第十条、第十一条、第十二条の規定に違反している場合…は、商標局は当該登録商標の無効宣告を行う。その他の単位又は個人は、商標評審委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。（以下略） 【商標法第11条】（抜粋） 次に掲げる標章は、商標として登録することができない。 （1）当該商品の普通に用いられる名称、意匠、ひな形のみからなるもの （2）商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接に表示したもの （3）その他の顕著な特徴に欠けるもの（以下略）	◎ ※取消の対象は、自他商品役務の識別力を喪失した商標 ----- 【商標法第71条】（抜粋） 利害関係人又は審査官は、商標登録…が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。（以下略） 1～4（略） 5. 商標登録がされた後にその登録商標が第6条第1項各号の一つに該当する場合（以下略） 【商標法第6条】（抜粋） ①次の各号の1に該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。 1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 2. その商品に対して慣用する商標 3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状（包装の形状を含む。）・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 4. 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標 5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標 6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標 7. 第1号乃至第6号以外に需要者が誰の業務に関連した商品を表示するのかを識別することができない商標（以下略）	◎ ※取消の対象は、自他商品役務の識別力を喪失した商標 ----- 【商標法第87条】（抜粋） （1）登録商標に関して第24条又は第25条が適用される場合において、被害者又は登録官から申請があったときは、所定の裁判所は、…（2）…に従うことを条件として、登録簿を次の方法によって更正するよう命じることができる。 （a）その商標登録を取り消すこと、又は（b）その商標に関する登録簿における記入を抹消又は補正すること （2）商標に関して第24条…が適用される理由が、次の標識、すなわち （a）関連する取引において、ある物品、物質又はサービスを説明するもの又はその名称であるとして一般に容認されるようになった標識 （b）（略） を含んでいる場合は、裁判所は、（1）に基づく命令を出さない旨を決定し、その商標を裁判所が課すことのできる条件又は制限を付した上で、次のものに関して、登録簿に残すことを認めることができる。 （c）前期の物品若しくは物質又は同種の商品、又は （d）前期サービス又は同種のサービス（以下略）

◎：法律に規定あり
○：審査基準、審査便覧等に規定があり、運用で対応
△：法律、審査基準、審査便覧等に規定はないが、審査実務上対応
×：制度を有していない

【参考】
・外国産業財産権制度情報（特許庁ホームページ http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm）
・平成25年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業報告書「各国における識別力を喪失した登録商標の取消制度等に関する調査研究報告書」（平成26年2月一般社団法人日本国際知的財産保護協会）
・平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「商標制度におけるコンセント制度についての調査研究報告書」（平成28年2月 サンビジネス株式会社）